

「農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献（農業農村の有する多面的機能の維持増進活動）に関する取扱いについて」の改正
（ダイジェスト版）

①取扱名	農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献（農業農村の有する多面的機能の維持増進活動）に関する取扱いについて
②取扱概要	北海道における簡易型総合評価落札方式の試行にあたり、技術評価項目の地域貢献度を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とし、その活動の確認を円滑に行うため必要な事項を定める。
③改正概要	<p>3 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の対象となる事業等の事業再編による修正</p> <p>5（3） 申請企業が北海道電子申請サービスにより電子で申告書を提出できることを追記</p> <p>6 （総合）振興局事務担当者が北海道電子申請サービスにより電子で確認書を交付できることを追記</p>
④改正年月日	令和6年1月15日
⑤所管部署	農政部農村振興局事業調整課主査（事業契約）